

三重県議会運営委員会内規 新旧対照表（案）

改正後	改正前
1～4 （略） （執行部の出席） 5 委員会は、原則として副知事、総務部長、 <u>総務部副部長（行政運営担当）</u> 及び <u>総務部総務課長</u> に対し、説明のため出席を求めるものとする。	1～4 （略） （執行部の出席） 5 委員会は、原則として副知事、総務部長、 <u>総務部副部長（財政運営担当）</u> 及び <u>総務部財政課長</u> に対し、説明のため出席を求めるものとする。
6～7 （略）	6～7 （略）

5月16日の議事予定

開 議

諸報告

- ・ 例月出納検査報告書の配付について
- ・ 説明員の出席要求について

- 日程第1 常任委員会の調査事項に関する報告の件
日程第2 常任委員選任の件
日程第3 議会運営委員選任の件
日程第4 特別委員会設置並びに委員定数の件
日程第5 特別委員選任の件
-

(休憩) 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のための委員会開催

諸報告

- ・ 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選結果について
- ・ 追加議案の配付について

- 日程第6 四日市港管理組合議会議員選挙の件
日程第7 追加議案（人事案件「監査委員」）〔採決〕

休会の件

散 会

委員長会議
正副議長（就任）記者会見
委員長インタビュー（三重テレビ）

押しボタン式投票による採決に関する確認について

1 投票を速やかに行わない議員がいる場合の対応

会議規則第 58 条第 2 項で、「表決の際、議場にある議員は、これに加わらなければならない」と規定されており、議場内にいる議員は、投票を行う義務があります。したがって、特定の議案等に対して賛否を決めかねるといった事情がある場合には、当該議案等の採決に入る前に退席し、議場外に出ていただく必要があります。

(2 参照)

押しボタン式投票による採決時に、投票を速やかに行わない議員がいる場合は、議長から、適宜、「投票漏れはございませんか。」という呼びかけに加えて、「投票がお済みでない方は、速やかに投票願います。」という旨の呼びかけを行います。

それでも投票を行わない議員がいる場合は、議長から、「〇〇議員に申し上げます。速やかに投票願います。」という旨の呼びかけを行うこととなります。

2 採決時に退席する場合のタイミング等

議長が「議案第〇号を押しボタン式投票により採決いたします。」と宣告する前に退席し、議場外に出ていただきます。